

天香山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

おやまざき

2

2014(平成26)年

成人おめでとうございませう!

「1月13日祝の成人式会場にて。2〜3ページに関連記事掲載」

今月の主な内容

祝! 成人	P 2
行政改革の主な取り組みの進捗状況について	P 4
税のお知らせ もうすぐ確定申告	P 6
町内の道路事情が変わりました	P 8
アンケートへのご協力をお願いします	P 10
京都おもいやり駐車場利用証制度をご存じですか?	P 10

vol.553

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

祝！成人

1月13日の成人の日、町体育館で成人式を開催しました。今年成人を迎えたのは、ネルソン・マンデラ氏のノーベル平和賞受賞や欧州連合の発足、法隆寺・姫路城・屋久島・白神山地が世界遺産に登録された平成5年度生まれの皆さんです。鮮やかな色合いの振袖に身を包んだ女性が会場を彩り、スーツをカッコよく着こなす男性で賑わいます。ところどころに羽織はかまの男性もいて、黒いスーツの男性が多い中ひときわ

目立っていました。平成22年度から行われている、新人による成人式の第二部。企画や準備、司会進行を成人式第二部実行委員の皆さんが行いました。お世話になった担任の先生からのビデオレターが流れると、「先生、めっちゃ懐かしい！」と楽しそうに中学生時代を振り返っていました。ビンゴゲームも大盛り上がり。「ビンゴー」の音が響くたび、笑い声や拍手が会場を包み込みました。



堀田 結貴 (ホッタ・ユキ)
3. 両親へ。20年間ありがとうございました！ 2人のおかげで今の私があります。お金も世話もかかる娘やけど、もうちょっとだけお世話になります！ これからもよろしくね。



渋谷 麻衣 (シブタニ・マイ)
3. お父さんお母さん。いつも一番近くで見守り、支えてもらってるおかげで、こうして無事成人を迎えることができました。これからは今よりもっと自立して、自分の行動に責任をもち、たくさんの感謝の気持ちを行動でお父さんお母さんに伝えていきます！ いつも本当にありがとう。

村上 琴音 (ムラカミ・コトネ)
1. ディズニーランドにいっぱい行くこと！
2. 留学してダンスをもっともっと勉強して、今年こそディズニーランドのパレードダンサーに受かる。



笠松 順 (カサマツ・ジュン)
1. ドッジボール
2. ドッジボールの発展

倉持 雄太 (クラモチ・ユウタ)
3. 親へ。いつも迷惑ばかりかけてすいません。消防士になります。

小田 安弥里 (オダ・アミリ)
3. お世話になったすべての人に。たくさん迷惑かけると思いますが、これからもよろしくお願いします。

田中 幹人 (タナカ・ミキト)
3. 母親へ。いつもありがとうございます。これからはもっと良い社会人になるために成長していきます！



立花 翔太 (タチバナ・ショウタ)
【成人式第二部実行委員長】
3. 親。20年間育ててくれてありがとうございます。これから少しずつでも親孝行できるように頑張ります。



浦上 隼一 (ウラカミ・ジュンイチ)
1. 自分の未来
2. 今後もっと自分に自覚を持つ！ やりたいことはドンドンチャレンジする！

写真を販売します
成人式で撮影した写真を販売します。
※役場ロビーでの写真の展示は行いません
販売期間 2月14日(金)まで
販売価格 L版1枚40円
※集合写真のみ大きいサイズも用意します。支払いは現金でお願いします
販売方法 2階 役場3階 企画財政課秘書広報係 (32番窓口) で写真の一覧をご覧いただき、欲しい写真があればお申し込みください。写真のお渡しは後日になります。
問 企画財政課秘書広報係
☎ 956-2101 (内312)

成人を迎えての抱負などを、20歳の皆さんの代表として成人式を盛り上げてくれた成人式第二部実行委員の方に、お聞きしました。
1. 今一番興味のあること
2. 20歳になって、今後挑戦したいこと
3. 感謝している人にひとこと！

いまここ@おおやまざき

行財政改革の主な取り組みの進捗状況について

問＝役場代表 ☎956-2101

プラン全般：企画財政課企画調整係（内380）

財政関係：企画財政課財政係（内341）

人事関係：総務課総務係（内321）

プラン2011を改定

「大山崎町行財政改革プラン2011」は、平成23年2月に本町の行財政運営の課題を解決するために策定しました。「プラン2011」は、新たな財源の確保や歳入に見合った歳出など、バランスのとれた財政運営の確立と推進を図るために作成。行財政運営を抜本的に改善するための取り組みを示しています。

毎年、財政の決算後にプランの進捗状況を検証、見

直しを行い、次年度以降の予算編成に反映させます。今回は11月に改定版を作成。「プラン2011改定版」のうち、主な取り組みの進捗状況の概要をお知らせします。

「プラン2011改定版」の原文は、町ホームページや各公共施設で閲覧できます。また、施設では配布も行っています。



事務・事業の再編、整理、廃止、統合

※ ■ は実施済みの項目

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
事務事業外部評価の実施	第1回・11事業	第2回・5事業	評価結果の活用	⇒	⇒	
団体補助金の見直し	検討	⇒	検討・準備	見直し実施	検討・準備	

民間委託等の推進

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
公共施設の民間委託						
第3保育所給食調理業務委託	検討・準備	民間委託 [効果実績額：300万円]	⇒ [効果実績額：400万円]	⇒	⇒	
駅前駐車場（JR駅前・阪急駅前）	直営	検討・準備	民営化 [効果実績額：1,500万円]	⇒	⇒	
町体育館【昭和61年10月】 築28年	直営	検討・準備	検討	⇒	⇒	

給与の適正化

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
給料（職員給料のカット）	特別職のみ（5～10%）	⇒	一般職・特別職（4～20%） [効果実績額：3,000万円]	検討	⇒	
手当（地域手当：支給率の見直し）	5%	4% [効果実績額：600万円]	⇒	検討	⇒	
日直手当の見直し	検討・準備	廃止 [効果実績額：100万円]				
住居手当の見直し	検討・準備	⇒	⇒	⇒	⇒	

経費削減等による財政運営の確保

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
事務経費の削減（旅費の見直し）	検討・準備	⇒	日当の廃止（100km未満）	検討	⇒	

町の遊休地等の売却や資産の有効活用

※ ■ は実施済みの項目

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
旧庁舎敷地の処分（跡地利用）	検討・準備	⇒	⇒	誘致・売却	⇒	
旧庁舎の解体・撤去	検討・準備	解体・撤去・整地	⇒			
未利用地の売却（若宮前・下植野）	検討・準備	売却 [効果実績額：1億300万円]				
老朽化施設の更新、改修による活用（★は複合施設を検討）	公共施設のあり方検討PT	⇒	⇒施設整備検討委員会	⇒	検討・準備	
★公民館（本館）【昭和48年3月】 築41年	直営	検討	⇒	⇒	⇒	（複合施設建設・第2保育所の建替）
第2保育所【昭和48年3月】 築41年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
★第3保育所【昭和51年3月】 築38年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
★老人福祉センター【昭和54年3月】 築35年	指定管理委託（社協）	⇒	⇒	⇒	⇒	
★大山崎町保育所【昭和57年6月】 築32年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
★公民館（別館）【昭和58年3月】 築31年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
★保健センター【昭和60年3月】 築29年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
福祉センター（なごみの郷）【平成12年2月】 築13年	指定管理委託（社協）	検討	⇒	⇒	⇒	
大山崎小学校【昭和43年3月】 築46年	⇒	トイレ改修（部分改修）	⇒	⇒	⇒	（大規模改修の実施）
第二大山崎小学校【昭和48年3月】 築41年	⇒	トイレ改修（部分改修）	⇒	⇒	⇒	（大規模改修の実施）
大山崎中学校【平成21年12月】 築4年	⇒	⇒	⇒	⇒	検討・準備	（大規模改修の実施）
水道施設整備（耐震化含む）	検討・準備	整備計画策定	第1期	⇒	⇒	
乙訓土地開発公社への庁舎用地取得費支払いの完了	3億800万円（残り3億円）	2億円（残り1億円）	1億円（完了）			

受益者負担の適正化

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
町税の見直し	検討	検討・準備	都市計画税条例の提案	⇒	⇒	
都市計画税額（税率0.25%による試算）					2億円	2億円（年間）

（参考）主な都市計画税の充当事業

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
都市計画事業費の合計	1億2,800万円	1億800万円	1億1,100万円	1億6,000万円	2億2,000万円	2億4,000万円（年間平均）
水道施設整備（耐震化含む）	1,700万円	1,800万円	2,100万円	7,000万円	7,000万円	7,000万円（年間平均）
下水道・雨水施設整備	9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,000万円	8,000万円（年間平均）
複合施設整備						6,000万円（年間平均）
道路整備（町道1号線など）	2,100万円				6,000万円	3,000万円（年間平均）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
学童保育保護者協力金の見直し	検討	⇒	検討	見直し実施	⇒	
町体育館使用料の見直し	検討	⇒	検討	見直し実施（10月～）	⇒	

問＝右京税務署個人課税部門
 〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10-1
 ☎311-6366 (代表)
 ※自動音声に従って操作してください

税のお知らせ

もうすぐ確定申告

所得税の確定申告は2月17日～3月17日

申告書類の提出はお早めに

平成25年分の所得税の申告期間は2月17日～3月17日。申告期限が近づくと確定申告会場(京都府中小企業会館)は大変混雑します。お早めにお済ませください。なお、申告期間中は町税住民課でも申告書類(印鑑が必要)をお預かりして税務署に提出しますが、申告内容についての相談を受けたい方は、確定申告会場または相談会場をご利用ください。

※相談者が多数の場合、早めに受付を終了します。時間に余裕をもってご来場ください

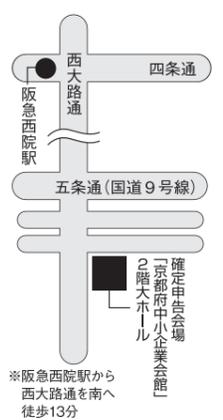
申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で!

画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書を自動で作成できます。作成した申告書は印刷して郵送するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信してください。e-Taxは国税庁ホームページ「確定申告特集」からご利用ください。

■ <http://www.nta.go.jp>
 ※e-Taxを利用するために必要な電子証明書の取得方法は町ホームページに掲載しています

各種会場のご案内

■確定申告会場



開設期間 2月5日～3月17日
 (土曜祝を除く) 午前9時～午後5時

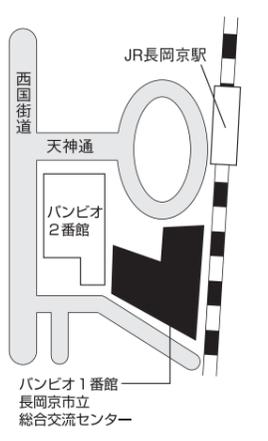
※譲渡所得・贈与税は京都府中小企業会館2階大ホールの確定申告会場、相続税については右京税務署で相談ください

※当会場での納税はできません。お近くの金融機関などをご利用ください

※電話による問い合わせはできません。駐車場(有料)には限りがあるため公共交通機関でお越しください

注意!! 開設期間中、右京税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません。納税および納税証明書の発行のみを行います。開設期間以外(土曜祝を除く)は、右京税務署で相談を行います。

■申告(出張)相談



開設期間 2月19日～25日
 (土曜祝を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

※譲渡所得(不動産、株式など)、贈与税、相続税の相談や取り扱いはできません

■広域申告センター

とこと池坊短期大学美心館地階アツセンブリホール
 サラリーマンの方などの還付の確定申告ができます。

開設期間 2月23日、3月2日
 午前9時～午後5時

年金受給者の確定申告について

次の要件に該当する場合、所得税の確定申告(提出、納税)が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は申告書類の提出が必要です。

- ① 公的年金の収入金額(2力以上ある場合は、その合計金額)が400万円以下
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額(給与収入など)が、20万円以下

記帳・帳簿などの保存についてのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました。個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得に関する業務を行うすべての方は、記帳・帳簿書類の保存が必要です。記帳・帳簿書類の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

■ <http://www.nta.go.jp>

町・府民税(住民税)の申告

平成26年1月1日現在、町内に在住で次の要件いずれかに該当する方は、町・府民税の申告が必要です。

※所得税の確定申告をする方を除く要件

- ① 給与所得者で、給与支払報告書が事業所から町役場に提出されない
- ② 給与所得者で、給与以外の所得(家賃など)がある
- ③ 公的年金受給者で、社会保険料控除などの所得控除を受ける

合があります。申告時の持物

- ① 本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
- ② 印鑑
- ③ 収入明細書(源泉徴収票、支払調書、帳簿など)
- ④ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険料の領収書
- ⑤ 生命保険料、地震(損害)保険料支払証明書
- ⑥ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

※④～⑥は各控除に該当する方のみ
 申告期限 3月17日
 問・提出先 税住民課課税係 ☎956-2101(内141-144)

注意!! 公的年金収入だけの方で、確定申告の必要のない方が町・府民税(住民税)の申告で社会保険料控除(扶養控除)生命・地震保険料控除などを申告した場合、申告しない場合に比べて町・府民税(住民税)額が下がる場

医療費控除を申告する方へ

申告対象となる年の間に、あなたやあなたと生計をともにする配偶者そのほか親族のために支払った医療費がある場合は、医療費控除として所得から差し引くことができます。

支払った医療費

- 保険金などで補てんされる金額
- 10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない方

＝ 医療費控除額(最高200万円)

《申告の注意》

- ① 申告の対象ではない年の日付の領収書は申告できません
 - ② 領収書は原本が必要で
 - ③ 領収書は、人ごと・病院ごとに分け、支払金額や補てんされる金額を計算します
 - ④ 申告された医療費控除に、対象にならない支払がある場合は申告の対象外とします
- ※おむつ代については、一定の条件を満たすと医療費控除の対象になります。詳しくは高齢介護係まで
- 《控除の対象とならないものの例》
- ① 健康維持、予防のために支払った

各保険料の納付額は、社会保険料控除の対象になります

平成25年1月～12月に納付された国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)介護保険料が対象。なお、納付額は下記のもので確認できます。

金額(インフルエンザなどの予防接種、健康診断の費用)

- ② 健康増進のための栄養ドリンクや健康補助食品
- ③ 本人の希望で個室にしたベッド代の差額分
- ④ ガソリン代、駐車料金、高速料金

口座振替をご利用の方: 預金通帳納付書払いの方: 領収書

特別徴収(年金からの天引き)の方: 日本年金機構、各共済組合などから送付される「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」

紛失などで納付額が分からない方は、健康課(役場1階)③④番窓口)でお知らせしますのでお越しください。お越しの際は、保険証など本人確認ができるものをお持ちください。

問 役場代表 ☎956-2101
 健康課保険医療係(内127-128)
 健康課高齢介護係(内137-149)